

新・新潟駅観光案内センター（仮称）展示基本・実施設計業務委託に係る業者選定実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 新・新潟駅観光案内センター（仮称）展示基本・実施設計業務委託
- (2) 目的 新潟駅周辺整備事業に伴ってリニューアルされる新潟駅に、多言語による観光案内や地域の観光情報の集約・発信を行う機能を備えた本市の観光情報提供の拠点となる新・新潟駅観光案内センター（仮称）を開設するにあたり、展示物及びコンテンツ等整備並びに内装の基本・実施設計を実施する。
- (3) 内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期限 令和5年3月10日（金）
- (5) 事業主体 新潟市
- (6) 委託金額 上限6,600,000円
消費税及び地方消費税を含み、消費税は10%で計算すること。

2. 業者選定概要

- (1) 選定方法 公募型プロポーザル方式とし、企画提案書による提案内容を審査基準に基づき選定する。

(2) 提案内容

本委託業務に係る内容は、別添「仕様書 9. 業務内容」に記載のとおりだが、現段階において整備に係る予算が未定であることから、審査の対象項目は「業務内容」ではなく、別添「仕様書 9. 業務の基本方針」に沿った次の3点の提案とする。

- 1) 新潟市の玄関口として相応しい設え、デザインを目指す。
- 2) 営業時間内外を問わず、観光PR及び観光案内を行う。
- 3) その他、本業務の推進にあたっては参考資料「新・新潟駅観光案内センター（仮称）整備事業基本計画」を基本とし業務を進めていく。

なお、前述のとおり整備の予算は未定であることから、業者選定後に提案内容を変更する可能性がある。

また、上記3点の業務基本方針に沿って設計し、加えて変更等にも柔軟に対応しうる能力を有しているかを判断するため、類似業務に携わった実績、組織力、経験、技術力等を提案と合わせて示すこと。

- (3) 公示期日 令和4年10月14日（金）

3. 企画競争参加要件

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 市内に本社又は本店を有する者、又は市内に支店又は営業所等を有する者。

- (3) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者又は、下記の書類を参加表明提出時に提出できる者。

<提出書類>

- ① 登記事項証明書
- ② 直近の決算報告書
- ③ 新潟市税の納税証明書
- ④ 国税の納税証明書（その3の3）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（物品・委託用）（様式第1号）

※⑤の様式については、新潟市のホームページでダウンロードしてください。

新潟市ホームページ>電子申請・予約・情報検索>申請・届出の総合窓口>分類・組織・五十音検索はこちら>分類別検索：契約>入札参加資格審査申請（業務委託）

- (4) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、1級建築士事務所の登録を行っている者。
- (8) 新潟市屋外広告物条例第22条第1項又は第3項の規定による、屋外広告業登録を行っている者。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 構成企業は上記（1）～（6）のすべての要件を満たし、（7）（8）についてはいずれかの構成企業が登録されていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

4. 参加表明書提出

企画競争に参加する場合には、次の①～④を提出窓口まで提出すること。

- ①参加表明書（様式1-1） ※共同企業体の場合は様式1-2を提出
- ②委任状（様式2）
- ③共同企業体協定書 ※共同企業体の場合
- ④登記事項証明書

- ⑤直近の決算報告書
- ⑥新潟市税の納税証明書
- ⑦国税の納税証明書（その3の3）
- ⑧暴力団等の排除に関する誓約書

※④から⑦について、3. 企画参加要件（3）に搭載されていない場合は提出すること。

④から⑧について、共同企業体の場合は構成企業すべてが提出すること。

⑧以外は写しの提出を可とする。

- (1) 提出期限 令和4年10月28日（金）午後5時00分
- (2) 提出方法 郵送・宅配便又は窓口へ持参で提出
- (3) 提出窓口 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル5階
新潟市役所 観光・国際交流部 観光政策課
電話：025-226-2608 FAX：025-228-6188
E-mail：kanko@city.niigata.lg.jp

5. 企画提案書作成・提出

- (1) 提出期限 令和4年11月14日（月）午後5時00分
- (2) 提出方法 4.（3）提出窓口へ郵送・宅配便又は持参で提出
- (3) その他 ①提出期限までに提出窓口へ到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても受付しない。
②提出後の案の差替え（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

6. 企画提案書等提出書類

提出部数：6部（正本1部、副本5部）

企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

- (1) 表紙 （提案書様式1）
- (2) 目次 （様式任意）
- (3) 実施体制（提案書様式2：業務実績について事例写真等参考資料添付は可とする。）
- (4) 提案内容（様式任意6枚以内：必要に応じレイアウト案、イメージパース等を6枚中3枚まで可とする。）
- (5) 見積書 （様式任意）
- (6) 提出書類規格はA4サイズ・片面印刷（縦横は指定しない）とする。

7. 企画提案書留意事項

企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡素化することとし、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。

- (1) 当該業務の実施方針及び具体的な提案
仕様書記載の業務内容を原則とするが、これによらない有効な提案も受け付ける。
- (2) 当該業務の実施スケジュール

(3) 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。(「見積内訳」を見積書に明記すること。) なお、様式については、各社の任意の様式とする。

8. 企画提案書の評価基準

別紙「新・新潟駅観光案内センター（仮称）展示基本・実施設計業務委託に係る評価基準」のとおり

9. 提案書に係る質問

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は下記のとおりとし、電話等による口頭での質問は受付しない。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 受付窓口 | 4. (3) 提出窓口と同じ |
| (2) 質問提出期限 | 令和4年10月21日（金） |
| (3) 質問受付方法 | 様式3「質問書」により、持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法による。 |
| (4) 回答日時及び方法 | 令和4年10月24日（月）中に市ホームページへ掲載します。
なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。 |
| (5) 受付しない項目 | ①評価基準の配点に関する質問
②他の応募者に関する質問 |

10. 委託候補者の選定

(1) 審査委員会

委託候補者の選定は、審査委員会が行う。審査委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 審査方法

ア 審査委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 審査委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査の出席者は統括責任者を含め最大3名までとする。

エ プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり25分（説明15分、質疑10分）を予定している。応募者数により、プレゼンテーション審査の時間を変更する場合がある。

なお、プレゼンテーション審査では各提案者提出の提案書以外の資料の使用は認めない。

オ 別紙「新・新潟駅観光案内センター（仮称）展示基本・実施設計業務委託に係る評価基準」に基づき、選定委員会の各評価者が、企画提案書ごとに評価基準に基づき採点、総得点による順位付けを行う。

カ 各評価者による評価の合計点の平均が60点以上であり、かつ、各選定委員の順位数の和の小さい順に、第1位の最優秀者及び第2位の優秀者を選定する。

キ 同順位の企画提案書が複数ある場合は、委員による合議により決定する。

ク 提案者が1社のみであった場合、審査の結果、本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。

(3) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

1 1. 競争の実施に際しての留意事項

(1) 本業務については、1社につき1提案のみとする。

(2) 選定された場合は、本市と十分協議しながら業務を進めることとするが、選定された企画提案書の内容については、変更・修正する場合がある。また、協議により本市から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本市は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本契約により制作された制作物の著作権は、新潟市に帰属するものとする。

1 2. 契約に関する基本的事項

(1) 委託業者の決定

①選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。

②最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、優秀者と委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(3) 契約の解除

本要領に違反した場合、新潟市は契約の解除ができるものとする。

(4) 一括再委託の禁止

業務一括の再委託は禁止する。ただし、一部の専門的な業務を特定の業者に委託するなど、やむを得ない場合に限り、あらかじめ書面で申し出、市の承認を得たうえで再委託することは可とする。

(5) 支払い条件

本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

1 3. その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(3) 提出された全ての提案書は返却しない。

(4) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

①提案書を提出期限日時までに提出しなかった者。

②本公募の公開以降、選定委員会による選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者。

③提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要領に違反する表現をした者。

(5) 委託候補者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであるが、契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。

(6) 受託者の名称は公表できるものとする。

※スケジュール

令和4年10月14日(金)	公示	
令和4年10月28日(金)	参加表明期限	午後5時まで
令和4年11月14日(月)	提案書提出期限	午後5時まで
令和4年11月16日(水) ～11月17日(木)	選定委員会(提案審査)	予定
令和4年11月17日(木)	審査結果通知	予定

以上